

〇〇除雪共助組合規約

(目的)

第1条 この組合は、冬期間の除雪や雪下ろし等の共同作業を通して地域の雪に関する課題を克服するとともに、雪に親しみ、雪に負けない住みよい地域を構築することを目的とする。

(名称)

第2条 この組合の名称は、〇〇除雪共助組合とする。

(組合事務所の所在)

第3条 この組合の事務所は、〇〇除雪共助組合長宅に置く。

(事業)

第4条 この組合は、第1条の目的を達成するために次の作業を行う。

- (1) 地域住民宅の間口・通路の除雪
- (2) 地域住民宅の屋根の雪下ろし
- (3) 空き家除雪
- (4) 道路除雪
- (5) その他目的達成に必要な事業

(組合員の資格)

第5条 この組合の組合員の資格を有する者は、前条の事業実施区域に居住する者又は事業実施に従事する者とする。

(加入)

第6条 この組合の組合員になろうとする者は、加入申込書を組合長に提出するものとする。

2 この組合は、前項の加入申込書の提出があったときは、総会で加入の諾否を決する。

(脱退)

第7条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第8条 組合員が本規約に違反する等、正当な事由があるときは、総会において他の組合員の一致により、これを除名することができる。

2 前項の場合、除名の効力は除名された者が組合長以外の者である場合は組合長から、除名された者が組合長の場合は副組合長から、それぞれ除名された者に対してなされた通知が到達した時点をもって発生するものとする。

(組合の役員)

第9条 この組合に次の役員を置く。

- (1) 組 合 長        1名
- (2) 副組合長        〇名
- (3) 会計担当        〇名
- (4) 監      事        〇名

- 2 組合長は、この組合を代表し、本規約及び総会の議決に従い、組合事務を処理する。
- 3 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるときは、この職務を代理する。
- 4 会計担当は、会計帳簿の作成等、この組合の会計に関する業務を処理する。
- 5 監事は、この組合の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会に報告する。
- 6 前項にかかわらず、各組合員は、この組合の業務及び財産の状況を検査することができる。

(役員を選出)

第10条 役員を選出は、総会における組合員の互選による。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会及び議決方法)

第12条 総会は、毎事業年度1回開催する。組合員の3分の2以上の請求があったときは、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、組合員の3分の2以上が出席しなければ、議決することができない。この場合において、書面又は代理人をもって議決権を行うものは、これを出席者とみなす。
- 3 総会の議決権は、組合員1人1票とし、総会の議事は、組合員総数の議決権の3分の2以上でこれを決する。
- 4 組合員の除名については、除名しようとする者を除いた他の組合員の一致により、これを決する。

(総会の議決事項)

第13条 次の事項は、総会の議決を経るものとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 組合への加入及び脱退
- (7) 組合員の除名
- (8) その他組合の運営に必要な事項

(経理)

第14条 この組合は、組合名義の口座を設け、組合の事業に係る収入、支出の管理を行うものとする。

(事業年度)

第15条 この組合の運営及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則)

第16条 この規約に定めるもののほか、業務の執行、会計その他に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(附則)

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

